


新				旧			
(P4)				(P4)			
序章 はじめに				序章 はじめに			
(2) 歴史まちづくり推進協議会				(2) 歴史まちづくり推進協議会			
歴史まちづくり法第11条第1項の規定に基づく「桐生市歴史まちづくり推進協議会」を組織し、計画の策定を進めた。				歴史まちづくり法第11条第1項の規定に基づく「桐生市歴史まちづくり推進協議会」を組織し、計画の策定を進めた。			
桐生市歴史まちづくり推進協議会 委員名簿 (敬称略)				桐生市歴史まちづくり推進協議会 委員名簿 (敬称略)			
選出区分	分野 /地域	氏名	所属	選出区分	分野 /地域	氏名	所属
学識 経験者 (4名)	織物	新井 正直	桐生市文化財調査委員	学識 経験者 (4名)	織物	新井 正直	桐生市文化財調査委員
	郷土史	宮崎 俊弥	桐生市文化財調査委員		郷土史	宮崎 俊弥	桐生市文化財調査委員
	景観	◎ 増山 正明	足利大学名誉教授		景観	◎ 増山 正明	足利大学名誉教授
	建築	木村 勉	桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会 長岡造形大学名誉教授		建築	木村 勉	桐生市伝統的建造物群保存地区保存審議会 長岡造形大学名誉教授
市民 団体等 (5名)	桐生	寺口 聖 恭	区長連絡協議会	市民 団体等 (5名)	桐生	寺口 聖 恭	区長連絡協議会
	新里	山形 賢 助	区長連絡協議会		新里	山形 賢 助	区長連絡協議会
	黒保根	星野 喜 一	区長連絡協議会		黒保根	星野 喜 一	区長連絡協議会
	全域	○ 赤池 孝彦	ファッションタウン桐生推進協議会 まちづくり委員会委員長		全域	○ 赤池 孝彦	ファッションタウン桐生推進協議会 まちづくり委員会委員長
	全域	石原 光 茂	桐生織物協同組合専務理事		全域	石原 光 茂	桐生織物協同組合専務理事
行 政 (7名)	群馬県	石橋 幸 子	地域創生部文化財保護課 課長	行 政 (7名)	群馬県	石橋 幸 子	地域創生部文化財保護課 課長
	群馬県	小島 康 弘	県土整備部都市計画課 課長		群馬県	小島 康 弘	県土整備部都市計画課 課長
	群馬県	寺内 久 夫	桐生みどり振興局桐生土木事務所 所長		群馬県	宮崎 義 明	桐生みどり振興局桐生土木事務所 所長
	桐生市	三 田 善 之	共創企画部 部長		桐生市	西 條 敦 史	共創企画部 部長
	桐生市	岡 部 千 明	都市整備部 部長		桐生市	水 嶋 一 郎	都市整備部 部長
	桐生市	新 井 八 寿 代	産業経済部 部長		桐生市	新 井 八 寿 代	産業経済部 部長
	桐生市	森 広 一	教育委員会事務局教育部 部長		桐生市	園 田 博 宣	教育委員会事務局教育部 部長
	桐生市				桐生市		
◎会長、○副会長(令和7年10月1日現在)				◎会長、○副会長(令和6年4月1日現在)			

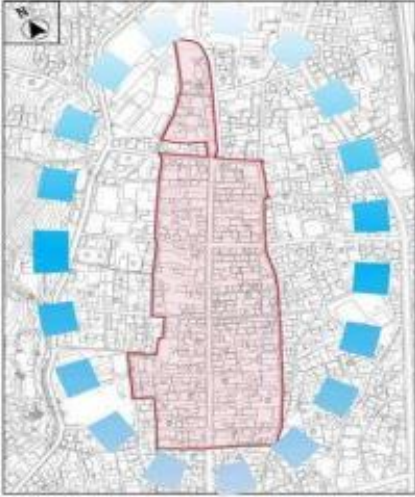
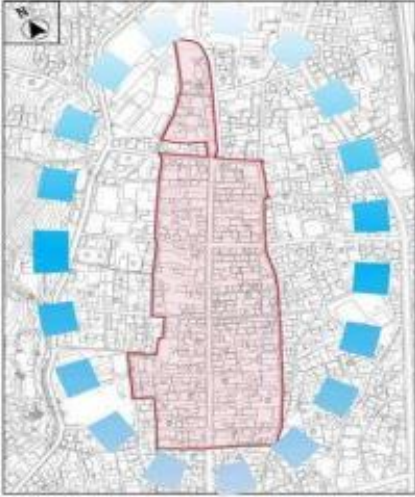
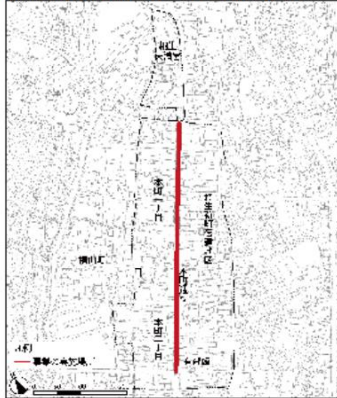


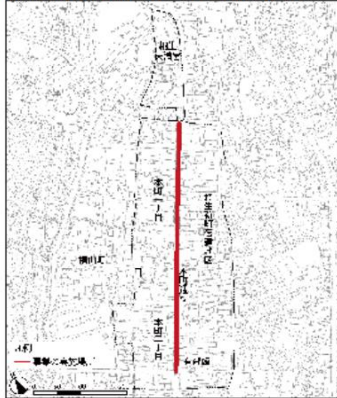


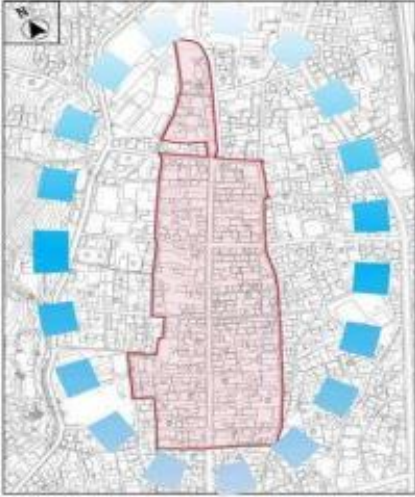
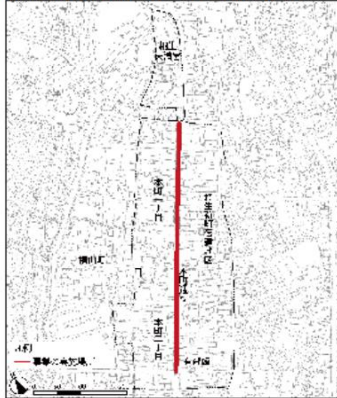


■新旧対照表

新			旧		
(P6)			(P6)		
序章 はじめに			序章 はじめに		
令和4年 (2022)	7月21日	第16回庁内推進委員会	令和4年 (2022)	7月21日	第16回庁内推進委員会
	8月19日	第17回桐生市歴史まちづくり推進協議会		8月19日	第17回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和5年 (2023)	3月6日	第17回庁内推進委員会	令和5年 (2023)	3月6日	第17回庁内推進委員会
	3月22日	第18回桐生市歴史まちづくり推進協議会		3月22日	第18回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出		3月31日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
	7月26日	第18回庁内推進委員会		7月26日	第18回庁内推進委員会
	8月24日	第19回桐生市歴史まちづくり推進協議会		8月24日	第19回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和6年 (2024)	1月29日	第19回庁内推進委員会	令和6年 (2024)	1月29日	第19回庁内推進委員会
	2月5日	第20回桐生市歴史まちづくり推進協議会		2月5日	第20回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出		3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出
	7月16日	第20回庁内推進委員会		7月16日	第20回庁内推進委員会
	8月6日	第21回桐生市歴史まちづくり推進協議会		8月6日	第21回桐生市歴史まちづくり推進協議会
令和7年 (2025)	2月17日	第21回庁内推進委員会	令和7年 (2025)	2月17日	第21回庁内推進委員会
	3月7日	第22回桐生市歴史まちづくり推進協議会		3月7日	第22回桐生市歴史まちづくり推進協議会
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出		3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出
	7月18日	第22回庁内推進委員会			
	8月7日	第23回桐生市歴史まちづくり推進協議会			
令和8年 (2026)	2月3日	第23回庁内推進委員会			
	2月18日	第24回桐生市歴史まちづくり推進協議会			
	3月31日	歴史的風致維持向上計画の計画変更に係る届出			



■新旧対照表

新	旧
<p>(P196)</p> <p>第3章 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針</p> <p>3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用の促進</p> <p>歴史的建造物の老朽化や取り壊しが進み、費用や防災面などの課題も多いことから、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定するなど、歴史的建造物の保存活用を推進する。</p> <p>また、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区防災計画をはじめとし、市全体で行われている各種防災対策事業の推進などにより、火災、震災、風水害による歴史的建造物の防災に取り組みつつ、維持管理や修理のための技術継承や古材の再利用に関する方策を検討する。</p> <p>歴史的建造物の利活用希望者に対しては、空き家・空き地バンク等の制度活用により官民連携での情報発信や相談体制の充実を図る。</p> <p>桐生新町重要伝統的建造物群保存地区を</p> <p>未来へ継承するため、これまで受け継がれてきた歴史的建造物を積極的に活用し、観光資源として宿泊施設や店舗等への改修を含めた検討を進める。また、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区の周辺にも貴重な歴史的資源が存在することから、それらの活用を併せて検討する。</p> <p>さらに、重伝建地区等歴史まちづくり事業と併せて桐生ならではの観光資源やコンテンツの紹介等を実施することで、インバウンドをはじめとした観光客の増加を図り、地域全体の価値の向上を通じて、歴史的建造物の保護とともに、路地、水路、塀、樹木など歴史的環境が一体となったたたずまいを形成している景観の一体的な保全に努め、歴史的町並みの保全と活用の促進を図っていく。</p>	<p>(P196)</p> <p>第3章 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針</p> <p>3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用の促進</p> <p>歴史的建造物の老朽化や取り壊しが進み、費用や防災面などの課題も多いことから、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定するなど、歴史的建造物の保存活用を推進する。</p> <p>また、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区防災計画をはじめとし、市全体で行われている各種防災対策事業の推進などにより、火災、震災、風水害による歴史的建造物の防災に取り組みつつ、維持管理や修理のための技術継承や古材の再利用に関する方策を検討する。</p> <p>歴史的建造物の利活用希望者に対しては、</p> <p>民連携での情報発信や相談体制の充実を図る。</p> <p>歴史的建造物の保護とともに、路地、水路、塀、樹木など歴史的環境が一体となったたたずまいを形成している景観の一体的な保全に努め、歴史的町並みの保全と活用の促進を図っていく。</p>  <p>町並み保全のイメージ</p>

■新旧対照表

新	旧																																																
<p>(P229)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">事業番号</td> <td style="text-align: center;">1-5</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="2">歴史的建造物等歴史まちづくり事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td colspan="2">桐生市、民間事業者、建物所有者</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td colspan="2">令和8年度～令和9年度</td> </tr> <tr> <td>事業手法</td> <td colspan="2">地域の観光資源充実のための環境整備推進事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td colspan="2">重点区域(桐生新町伝建地区及び周辺)</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="2"> <p>民間事業者に対して、民間所有の歴史的建造物を店舗・宿泊施設等に改修する場合の国等からの補助金に関する情報を提供し、活用を促す。桐生新町伝建地区及び周辺の歴史的建造物の調査を実施し、保存・活用・継承していくための計画を策定する。計画による活用可能性のある建造物に関して、店舗・宿泊施設等に改修するための体制づくりとしてまちづくり会社の設立をサポートしていく。</p>  <p style="text-align: center;">事業概要</p> <p style="text-align: center;">● 伝建地区及び周辺のおおよその範囲 ■ 重要伝統的建造物群保存地区の範囲</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td colspan="2">桐生新町伝建地区内及び周辺において、歴史的建造物の保存継承を図ることで、歴史的な町並みや周辺環境に調和した景観が適切に保全・形成・活用されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">229</p>		事業番号	1-5	事業名	歴史的建造物等歴史まちづくり事業		事業主体	桐生市、民間事業者、建物所有者		事業期間	令和8年度～令和9年度		事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業		事業箇所	重点区域(桐生新町伝建地区及び周辺)		事業概要	<p>民間事業者に対して、民間所有の歴史的建造物を店舗・宿泊施設等に改修する場合の国等からの補助金に関する情報を提供し、活用を促す。桐生新町伝建地区及び周辺の歴史的建造物の調査を実施し、保存・活用・継承していくための計画を策定する。計画による活用可能性のある建造物に関して、店舗・宿泊施設等に改修するための体制づくりとしてまちづくり会社の設立をサポートしていく。</p>  <p style="text-align: center;">事業概要</p> <p style="text-align: center;">● 伝建地区及び周辺のおおよその範囲 ■ 重要伝統的建造物群保存地区の範囲</p>		事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区内及び周辺において、歴史的建造物の保存継承を図ることで、歴史的な町並みや周辺環境に調和した景観が適切に保全・形成・活用されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		<p>(P229)</p> <p>※P228とP229の間に新規事業を追加したため元々P229に記載のある下記「本町通り整備事業」についてはページ番号がずれたのみで内容に変更はありません</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">事業番号</td> <td style="text-align: center;">2-1</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="2">本町通り整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td colspan="2">群馬県</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td colspan="2">平成25年度～令和6年度</td> </tr> <tr> <td>事業手法</td> <td colspan="2">防災・安全交付金(道路事業)</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td colspan="2">重点区域(桐生新町伝建地区)</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="2"> <p>桐生新町伝建地区内の本町通りを、歴史的な町並みとの調和を図るために、電線類地中化と歩道整備を行い、舗装等の美化を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">事業の実施箇所</p>  <p style="text-align: center;">電柱等が景観を阻害し歩道が狭く危険な本町通り</p>  <p style="text-align: center;">本町通り整備イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td colspan="2">本町通りを歴史的な町並みに調和した道路に整備することで、桐生新町伝建地区としての歴史的な景観形成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">229</p>		事業番号	2-1	事業名	本町通り整備事業		事業主体	群馬県		事業期間	平成25年度～令和6年度		事業手法	防災・安全交付金(道路事業)		事業箇所	重点区域(桐生新町伝建地区)		事業概要	<p>桐生新町伝建地区内の本町通りを、歴史的な町並みとの調和を図るために、電線類地中化と歩道整備を行い、舗装等の美化を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">事業の実施箇所</p>  <p style="text-align: center;">電柱等が景観を阻害し歩道が狭く危険な本町通り</p>  <p style="text-align: center;">本町通り整備イメージ</p>		事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本町通りを歴史的な町並みに調和した道路に整備することで、桐生新町伝建地区としての歴史的な景観形成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	
	事業番号	1-5																																															
事業名	歴史的建造物等歴史まちづくり事業																																																
事業主体	桐生市、民間事業者、建物所有者																																																
事業期間	令和8年度～令和9年度																																																
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業																																																
事業箇所	重点区域(桐生新町伝建地区及び周辺)																																																
事業概要	<p>民間事業者に対して、民間所有の歴史的建造物を店舗・宿泊施設等に改修する場合の国等からの補助金に関する情報を提供し、活用を促す。桐生新町伝建地区及び周辺の歴史的建造物の調査を実施し、保存・活用・継承していくための計画を策定する。計画による活用可能性のある建造物に関して、店舗・宿泊施設等に改修するための体制づくりとしてまちづくり会社の設立をサポートしていく。</p>  <p style="text-align: center;">事業概要</p> <p style="text-align: center;">● 伝建地区及び周辺のおおよその範囲 ■ 重要伝統的建造物群保存地区の範囲</p>																																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	桐生新町伝建地区内及び周辺において、歴史的建造物の保存継承を図ることで、歴史的な町並みや周辺環境に調和した景観が適切に保全・形成・活用されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																
	事業番号	2-1																																															
事業名	本町通り整備事業																																																
事業主体	群馬県																																																
事業期間	平成25年度～令和6年度																																																
事業手法	防災・安全交付金(道路事業)																																																
事業箇所	重点区域(桐生新町伝建地区)																																																
事業概要	<p>桐生新町伝建地区内の本町通りを、歴史的な町並みとの調和を図るために、電線類地中化と歩道整備を行い、舗装等の美化を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">事業の実施箇所</p>  <p style="text-align: center;">電柱等が景観を阻害し歩道が狭く危険な本町通り</p>  <p style="text-align: center;">本町通り整備イメージ</p>																																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本町通りを歴史的な町並みに調和した道路に整備することで、桐生新町伝建地区としての歴史的な景観形成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																

■新旧対照表

新	旧
<p>(奥付)</p> <hr/> <p>桐生市歴史の風致維持向上計画 平成30年1月(令和8年3月軽微変更)</p> <p>発行  桐生市</p> <p>編集 桐生市都市整備部 都市計画課 歴まち・街路係</p> <p>〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号 TEL : 0277-46-1111(代表) FAX : 0277-46-2307 E-Mail : toshikei@city.kiryu.lg.jp</p> <hr/>	<p>(奥付)</p> <hr/> <p>桐生市歴史の風致維持向上計画 平成30年1月(令和7年3月軽微変更)</p> <p>発行  桐生市</p> <p>編集 桐生市都市整備部 都市計画課 歴まち・街路係</p> <p>〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号 TEL : 0277-46-1111(代表) FAX : 0277-46-2307 E-Mail : toshikei@city.kiryu.lg.jp</p> <hr/>